

スポーツにおける公平性と多様な性 : IAAFによる DSD規定に関して

| | |
|----------|--|
| その他のタイトル | Fairness in Sports and Gender Diversity : IAAF's Eligibility Regulations for the Female Classification |
| 著者 | 松下 千雅子 |
| 雑誌名 | 関西大学人権問題研究室紀要 |
| 巻 | 80 |
| ページ | 41-52 |
| 発行年 | 2020-10-31 |
| URL | http://hdl.handle.net/10112/00021360 |

スポーツにおける公平性と多様な性

IAAFによるDSD規定に関して

松下千雅子

1. はじめに

2019年5月1日、国際陸上競技連盟 International Association of Athletics Federations (略称 IAAF; 現在はワールドアスレティックス World Athletics に名称変更) は、先天的に染色体、生殖腺、解剖学的性別が非典型的な発達をする Differences of Sex Development (以下 DSD) を有する女性アスリートに関して、女子の試合への出場資格を定めた規定 (*Eligibility Regulations for the Female Classification*) の第2版を発表し、2019年5月8日から施行するとした (IAAF, 2019)。これに先立ち2016年に開催されたりオデジャネイロ・オリンピックでは女子800M走で南アフリカのキャスター・セメンヤ選手が優勝していた。しかし、セメンヤ選手はDSDのために高レベルのアンドロゲンを体内で生成すると言われており、シジェンダー女性よりも身体的に有利な立場にあるとして、スポーツにおける公平性とマイノリティの人権という異なる二つの観点から多くの論争を招いていた。そのためIAAFは2018年4月に、DSDを有する女性アスリートの出場資格に関する規定の第1版を発出し、2018年11月1日以降、セメンヤ選手が出場する800m走を含めた特定の陸上競技において、女子の試合に出場するためには投薬によってテストステロンレベルを下げる必要があると発表した (IAAF, 2018a)。この規定を不服としたセメンヤ選手とアスレティックス南アフリカは、2018年6月、スポーツ仲裁裁判所 Court of Arbitration for Sport (略称 CAS) に訴えを起こした。しかし、2018年10月、CASは、IAAFによるDSDに関する規定は競技における公平性を保つために必要であるとして、セメンヤ選手とアスレティックス南アフリ

カの訴えを退けた。この裁定を受け、IAAFが新たに発行したのが、規定第2版（IAAF, 2019）である。本稿では、この規定とIAAFが科学的根拠とする資料の詳細を紹介し、その問題点について論じる。

2. 規定について

2.1. 構成および2018年からの変更点

女子の部への出場資格規定（IAAF, 2019）は、1. 規定の目的と理念を記したイントロダクション（Introduction）、2. 規定の詳細（Special Eligibility Requirements for Restricted Events at International Competitions）、3. 個別のケースの評価手続きを示した Assessment of Cases、4. 守秘義務に関する Confidentiality、5. 不服申し立てに関する Dispute Resolutions からなり、最後に4つの付録資料 Appendix 1-4 が添付されている。この構成は2018年版と同じである。

2018年版からの変更点はわずかである。主な変更は、(1)DSDの定義に関して2018年版に含まれていた先天性副腎過形成 congenital adrenal hyperplasia が削除されていること、(2)出場が制限される競技について、2019年版では複合競技に関する詳しい説明が加えられていること、(3)評価手続きに関して、選手が説明する機会を持てることを示した項目が追加されていることである。

以下では目的と理念、規定の詳細、評価の手続きについて順番に詳しく紹介する。

2.2. 規定の目的と理念

規定を定めるにあたり、IAAFは、この規定が「公平で意味がある競技会を守る ensure fair and meaningful competition」（IAAF, 2019, p.1）ためのものであるということを繰り返し強調している。1.1条(a)項(ii)号において、思春期以降では、女性よりも男性の方が体格、強さ、力において明確に優位であると述べ、この差がテストステロン値の違いによりもたら

されていること、テストステロン値がスポーツにおけるパフォーマンスに対して影響があることを明示している。そして、その理由により、スポーツを男女に分けることが「公平で意味がある」とし、規定が科学的根拠に基づくものであることが(d)項で以下のように示される。

There is a broad medical and scientific consensus, supported by peer-reviewed data and evidence from the field, that the high levels of endogenous testosterone circulating in athletes with certain DSDs can significantly enhance their sporting performance. (IAAF, 2019, p.1)

このようにスポーツを男女に分けて行なうことの正当性と規定の必要性を科学的根拠のもとに明記しつつも、近年、トランスジェンダーの選手やインターセックスの選手の存在が可視化され、男女という二項対立的な生物学的カテゴリーでスポーツを区分することが困難になってきていることへの配慮が(b)項以降で示される。(b)項では、先天的に染色体、生殖腺、解剖学的性別が非典型的な発達をするDSDの個人が存在すること、そしていくつかの国では、男女以外の性別を法的に認めていることが述べられ、その上で(c)項において、IAAFはDSDを有する人の尊厳を尊重し、可能な限り包摂的な態度でDSDの選手の参加を奨励するとして、そのための道筋を明確にしたいと書かれている。

The IAAF respects the dignity of all individuals, including individuals with DSDs. It also wishes the sport of athletics to be as inclusive as possible, and to encourage and provide a clear path to participation in the sport for all. The IAAF therefore seeks to place conditions on such participation only to the extent necessary to ensure fair and meaningful competition. As a result, the IAAF

has issued these Regulations, to facilitate the participation in the sport of athletes with DSDs. (IAAF, 2019, p.1)

さらに(e)項では、この規定が女子の競技について「公平で意味がある競技会を守るためだけに存在する」(IAAF, 2019, p.2)と強調し、性アイデンティティに基づく不適切な差別やスティグマ化に関しては教育的措置をとることを明記している。

Any breach of confidentiality, improper discrimination, and/or stigmatisation on grounds of sex or gender identity will amount to a serious breach of the IAAF Integrity Code of Conduct and will result in appropriate disciplinary action against the offending party (IAAF, 2019, p.2) .

2.3. 規定の詳細

規定では、2条(a)項で該当する選手を「血中テストステロン値が5nmol/L以上」(IAAF, 2019, p.3)で、アンドロゲン感受性が十分に備わっている」(IAAF, 2019, p.3)個人と定義し、(b)項で出場が制限される競技を次のように定めている。

Restricted Events are 400m races, 400m hurdles races, 800m races, 1500m races, one mile races, and all other Track Events over distances between 400m and one mile (inclusive), whether run alone or as part of a relay event or a Combined Event (IAAF, 2019, p.3).

そして、該当する選手は、以下の条件を満たさなければ国際大会において当該種目に出場できないとしている。

- (a) 法的に女性またはインターセックス（またはそれと同等）として認められていること。
- (b) 少なくとも6ヶ月間継続的に血中テストステロン値を5nmol/Lよりも低い値にすること。
- (c) その後も血中テストステロン値を5nmol/Lよりも低い値に（競技しているときでもしていないときでも）継続的に保つこと。

しかしながら、以上の条件を満たせば、外科的な性別変更はいかなる場合でも必要ではないと明記されている（IAAF, 2019, p.4）。また、該当する選手がこれらの条件を満たさない場合でも、その選手は以下の試合に出場できるとされる。

- (a) 女子の部のうち、国際大会ではない試合（該当する種目を含む）と、国際大会においては該当する種目でない試合。
- (b) 男子の部の試合のすべて。
- (c) インターセックスの部やその類の部がある場合。

2.4. 個別のケースの評価手続き

この規定に該当する選手については、基本的には自己申告制がとられている。

An athlete who is or believes that she may be a Relevant Athlete must advise the IAAF Medical Manager if she wishes to compete in the female classification in a Restricted Event at an International Competition, so that her case may be assessed in accordance with these Regulations (IAAF, 2019, p.4) .

しかしながら、3.2条において、IAAFのメディカルマネージャーは、試合に出場する選手が規定に該当すると判断した場合、ドーピング検査などのために提出された選手の血液サンプルや尿サンプルを、この規定のため

に用いることができるとしている。

In addition, the IAAF Medical Manager may investigate at any time (including, without limitation, through analysis of blood and/or urine samples collected from athletes who are competing or entered to compete in the female classification in a Restricted Event at an International Competition) whether any athlete who has not advised the IAAF Medical Manager in accordance with clause 3.1 may be a Relevant Athlete whose case requires assessment under these Regulations. The athlete agrees to provide samples for this purpose, and also agrees that any samples that she provides or has previously provided for anti-doping purposes and/or any anti-doping data relating to her may also be used for this purpose. (IAAF, 2019, pp.4-5)

3.2条に基づく調査を開始することができるのはメディカルマネージャーのみであり、信頼するに足る情報源からの情報に基づく場合に限るとされている。情報提供者は情報が正確であり、選手を中傷することを目的としないようにと3.3条で定められている。

2.5. 科学的根拠

規定が定める 5nmol/L について、その科学的根拠は Handelsman, Hirschberg & Bermon (2018) に依拠している。それによれば、DSDのない女性のテストステロン値は0.06から1.68nmol/L (95%両側信頼区間)であり、多嚢胞性卵巣症候群の女性の場合は95%片側信頼区間で3.1nmol/L、99.99%片側信頼区間でも4.8nmol/Lであるとされる。また男性のテストステロン値は、7.7nmol/Lから29.4nmol/L (95%両側信頼区間)とされている。さらに、この規定で定められたDSDを有する女性の場合、テストス

テロン値は 5nmol/L を超えて男性の通常レベルの範囲となることがありえるとされている。

また、どの競技においてテストステロン値の差異がスポーツのパフォーマンスに影響を与えるかに関しては、韓国の大邱で行われた2011年とロシアのモスクワで行われた2013年の世界陸上選手権大会のデータをもとに行った Bermon & Garnier (2017) の研究が参照されている。Bermon & Garnier (2017) は、2127人の選手のデータをフリー・テストステロン（遊離型テストステロン）値をもとに三分位し、下位データと上位データをT検定を用いて比較した。その結果、女子の競技では、400m走、400mハードル走、800m走、ハンマー投げ、棒高跳びにおいて、フリー・テストステロン値が高いグループの方が良い成績であることが $p < 0.05$ で有意に認められた。規定の中で制限される種目はこれ以外にも1500m走と1マイル走が含まれているが、これらの競技について Bermon & Garnier (2017) の研究では有意な結果は得られていない。逆に、Bermon & Garnier (2017) の研究で有意とされたハンマー投げと棒高跳びは、制限される種目に含まれていない。

3. 考察

セメイヤ選手が2009年に世界陸上女子800m走で優勝した際、テストステロン値は平均女性の3倍だったと言われている。それ以降、高アンドロゲン症の選手に対する女子の試合への出場資格条件は、国際大会における重要な課題となり、2011年にはテストステロンの値が一般的な男性の下限(10nmol/L)を越えないことを女子競技への参加資格とする高アンドロゲン症規定を発表した (IAAF, 2011)。この規定は2014年にインドのデュティ・チャンド選手に適応され、チャンド選手は出場資格を失った。これを不服としたチャンド選手がCASに訴えた結果、テストステロンの上限値を定めたIAAFの規定は2年間差し止められ、その間にIAAFは規定に関する科学的根拠を提出するようCASから求められていた (CAS, 2015, p.160)。

2018年の規定は、このCASからの要求に応じるためにIAAFが定めたものであり、これにより、2011年の高アンドロゲン症規定は廃止された。また、DSD規定に該当する選手に関してアンドロゲン感受性が十分に備わっていることという条件を付与したため、アンドロゲン不応症と言われるチャンド選手（Hutchinson, 2015）は規定の対象外になったといわれている。CAS（2018）は、セメンヤ選手への裁定の中で、チャンド選手とIAAFとの間の経緯について次のように触れている。

In *Chand*, the CAS had determined that the hormone testosterone was the primary cause for the increase in lean body mass in males at puberty and that this provided athletic advantage to male athletes over female athletes. The Panel in that case was not satisfied as to the degree of that advantage and declined to validate the Hyperandrogenism Regulations. The IAAF was given the opportunity to provide further evidence to validate those regulations, which had set the maximum level of testosterone for an athlete in female competition to 10 nmol/L, this being well above the maximum level in the female population and slightly above the minimum level in the male population. (CAS, 2018, p.1)

DSD規定では制限を受ける血中テストステロン値は10nmol/Lから5nmol/Lへと引き下げられ、一応の科学的根拠も示された。IAAFはこれをもって「特定のDSDを持つアスリートの体内にある高レベルの内因性テストステロンがスポーツ・パフォーマンスを有意に高め得ることについて、検証されたデータとフィールドからの証拠により支えられた幅広い医学的・科学的合意がある」（IAAF, 2018b April 26）と主張している。CASはIAAFから提出された根拠を十分なものとみなし、DSD規定を必要であると認めた。

The majority of the Panel finds that the DSD Regulations are discriminatory but that on the evidence currently before the Panel such discrimination is a necessary, reasonable and proportionate means of achieving the aim of what is described as the integrity of female athletics and the upholding the “protected class” of female athletes in certain events. (CAS, 2018, p.160)

しかしながら、IAAFが提出した資料において、上述したようにテストステロンの影響に関して有意が認められた種目と規定によって当該種目とされたものとの間には齟齬があるうえに、根拠となる調査は限定的であるといえる。それゆえテストステロンがスポーツのパフォーマンスに与える影響に関しては、今後さらなる検証が必要だろう。

規定では、スポーツによる成功は才能、献身、努力によって決まることが平等とされている。

To ensure fair and meaningful competition in the sport of athletics, competition has to be organised within categories that create a level playing field and ensure that success is determined by talent, dedication, hard work, and the other values and characteristics that the sport embodies and celebrates. (IAAF, 2019, p.1)

ここで触れられている才能とはいかなるものだろうか。生得的なテストステロン値がここで排除されていることは言うまでもない。正義について論じた古典の文献であるロールズの『正義論』(Rawls, 1999)では、生まれ持った才能と生まれてからの努力とは明確に区別しがたいものであるとされる。なぜなら才能が偶発性を免れないのと同じく、努力もまた偶発性を免れ得ないからである。こうした考えのもと、平等か不平等かは、生得的な才能そのものにあるのではなく、むしろ社会制度がそれをどのように

扱うかであるとされている。つまり、持って生まれた才能というスタート地点における格差は無視したり根絶したりすべきではなく、こうした偶発性をもっとも不遇な人のために役立つように社会を編成することために活かされるべきだとロールズは述べている (Rawls, 1999, p.87)。この見解を踏まえれば、スポーツを男女に分けて行うことは女性アスリートの利益にかなっていないと言え、そうした枠組みを保持するためにIAAFがテストステロン値に起因する不平等に規定を設けたこと自体は、全く規定がない状態に比べれば一応の理解が得られるといえるだろう。他方で、この規定がベストなものであるかどうかは別の問題である。ロールズを踏まえれば、テストステロン値に限らず、選手の体格差や個人間および出身国間の経済格差があることを前提に、今後もより良いルールが模索されるべきであるといえる。

しかし、ロールズのこのような平等主義理論は、個人の選択、主体性、努力の価値を過小評価しすぎているともいえ、力や技を競うスポーツにはなじまないかもしれない。実際リバタリアンのノージック (Nozick, 1974) は、ある人の生まれながらの才能は、その人が不正に取得したものではないわけであり、その人はそれを保持する権利があるとす。さらに、その能力を活かすことはその人が選択した結果であるとして、ロールズを強く批判している。もしこの立場をとるならば、DSDの選手はテストステロン値によって得られる優位性を保持する権利があると言え、DSD規定は撤廃すべきものとなるだろう。しかし、ここでもまた、テストステロン値がどの競技においてどの程度の優位性を身体に与えるかについてはさらなる議論の余地がある。このように、DSDを有するアスリートをどのようにしてスポーツ競技に包摂するかに関する問題は、科学やスポーツの問題にとどまらず、正義とは何かという哲学的な問題につながっている。

4. おわりに

以上を踏まえ、関西大学人権問題研究室主催の公開シンポジウム『スポ

ーツとジェンダー～「男らしさ」の競技場と性／別』では、インターセックスのアスリートがスポーツの試合に参加することについて、アマチュアのスポーツ選手がどのように考えているかについて発表した。具体的には、大学生アスリートに対して筆者が行った定量調査に基づき、個人のどのような価値観が、インターセックスの選手に対する包摂的／排他的姿勢と関連しているかを探った。調査の結果、大会の競技レベルが上がるほど、インターセックスの選手に対する受容度が下がり、トランスフォビアはインターセックスの選手に対する受容度にマイナスの影響を与えるという仮説を証明することができた。また、自己をアスリートであると強く思う人では、世界が公正であると考えられる傾向が高まると、インターセックスの選手に対する受容度が低くなり、アスリートであるというアイデンティティが弱い人では、世界が公正であると考えられる傾向が高まると受容度は高くなった。これらの結果は、筆者が現在投稿中の論文 (Tanimoto & Miwa, 2020) と関連性が高いため、公表後に、それを踏まえた形で改めて発表したい。

謝辞

本研究はJSPS科研費 JP16K13136の助成を受けたものである。

References

- Bermon, S, & Garnier, P-Y. (2017). Serum androgen levels and their relation to performance in track and field: Mass spectrometry results from 2127 observations in male and female elite athletes. *British Journal of Sports Medicine*, 51 (17), 1309-1314.
- Court of Arbitration for Sport. (2015, July 24). CAS 2014/A/3759 Dutee Chand v. AFT & IAAF. Lausanne, Switzerland. Retrieved from http://www.tas-cas.org/fileadmin/user_upload/award_internet.pdf
- Court of Arbitration for Sport. (2018, April 30). Arbitral award. CAS 2018/O/5794 Mokogadi Caster Semenya v. International Association of Athletic Federations and CAS2018/O/5798 Athletics South Africa v. International Association of Athletic Federations. Lausanne, Switzerland. Retrieved from <https://www.tas-cas>.

- org/fileadmin/user_upload/CAS_Award_-_redacted_-_Semenya_ASA_IAAF.pdf
- Handelsman, D., Hirschberg, A. L., & Bermon, S. (2018). Circulating testosterone as the hormonal basis of sex differences in athletic performance. *Endocrine Reviews*, 39 (5), 803–829.
- Hutchinson, A. (2015, March 27). An imperfect dividing line. *New Yorker*. Retrieved from <https://www.newyorker.com/sports/sporting-scene/dutee-chand-gender-testing-imperfect-line>
- International Association of Athletics Federations. (2011). IAAF regulations governing eligibility of females with hyperandrogenism to compete in women's competition. Lausanne, Switzerland.
- International Association of Athletics Federations. (2018a, April 23). Eligibility regulations for the female classification (Athletes with differences of sex development). Lausanne, Switzerland.
- International Association of Athletics Federations. (2018b, April 26). IAAF Introduces new eligibility regulations for female classification. Lausanne, Switzerland. Retrieved from <https://www.iaaf.org/news/press-release/eligibility-regulations-for-female-classifica>
- International Association of Athletics Federations. (2019, May 1). Eligibility regulations for the female classification (Athletes with differences of sex development), version 2.0. Lausanne, Switzerland.
- Nozick, R. (1974). *Anarchy, state, and utopia*. New York: Basic Books.
- Rawls, J. (1999). *A theory of justice* (Rev. ed.). Cambridge: Harvard University Press.
- Tanimoto, C., & Miwa, K. (2020). Factors influencing acceptance of transgender athletes. Manuscript submitted for publication.